の規定により計算した所得の金額に当該所得の金額に係るイからホまでに掲げる金額の合計額を加算した金額から当該所得の金額に係るヘに掲げる金額を控除した残額とする。

イ　その本店所在地国の法令により外国法人税の課税標準に含まれないこととされる所得の金額（支払を受ける配当等の額を除く。）

ロ　その支払う配当等の額で損金の額に算入している金額

ハ　その納付する外国法人税の額で損金の額に算入している金額

ニ　その積み立てた法第五十七条の六第一項の異常危険準備金に類する準備金（ホにおいて「保険準備金」という。）の額のうち損金の額に算入している金額で法第五十七条の五又は第五十七条の六の規定の例によるものとした場合に損金の額に算入されないこととなる金額に相当する金額

ホ　その積み立てた保険準備金（法第五十七条の五又は第五十七条の六の規定の例によるものとした場合に積み立てられるものに限る。）につき益金の額に算入した金額がこれらの規定の例によるものとした場合に益金の額に算入すべき金額に相当する金額に満たない場合におけるその満たない部分の金額

ヘ　その還付を受ける外国法人税の額で益金の額に算入している金額

二　前項の租税の額は、外国関係会社の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、その本店所在地国又は本店所在地国以外の国若しくは地域において課される外国法人税の額（その本店所在地国の法令により当該外国関係会社が納付したものとみなしてその本店所在地国の外国法人税の額から控除されるものを含むものとし、前号イに掲げる所得の金額から除かれるその本店所在地国以外の国又は地域に所在する法人から受ける配当等の額に対して課されるものを除く。）とする。

三　その本店所在地国の外国法人税の税率が所得の額に応じて高くなる場合には、前号の外国法人税の額は、これらの税率をこれらの税率のうち最も高い税率であるものとして算定した外国法人税の額とすることができる。

四　前項の所得の金額がない場合又は欠損の金額となる場合には、同項に規定する割合は、その行う主たる事業に係る収入金額（当該収入金額が第一号イに掲げる所得の金額から除かれる配当等の額である場合には、当該収入金額以外の収入金額）から所得が生じたとした場合にその所得に対して適用されるその本店所在地国の外国法人税の税率に相当する割合とする。

第二十五条の二十三第一項中「定める」の下に「ところにより計算した」を加え、「残額又は」を「残額」に、「に、」を「に」又は「に、」に改め、「及び第四項」を削り、同項に次の各号を加える。

一　当該外国法人が請求権の内容が異なる株式等を発行している場合（次号又は第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）　当該外国法人の発行済株式等に、当該居住者が当該請求権の内容が異なる株式等に係る請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等（法第四十条の五第一項に規定する剰余金の配当等をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）の額がその総額のうちに占める割合を乗じて計算した数又は金額

二　当該外国法人の事業年度終了の時において当該外国法人と当該居住者との間に実質支配関係がある場合　当該外国法人の発行済株式等

三　当該外国法人の事業年度終了の時において当該外国法人と当該居住者以外の者との間に実質支配関係がある場合　零

第二十五条の二十三第二項中「定める」の下に「ところにより計算した」を加え、「残額又は」を「残額」に、「に、」に」又は「に、」に」を「」又は金融子会社等部分適用対象金額（居住者の配当日の属する年の前年以前三年内の各年分の雑所得の金額の計算上総収入金額に算入された金融子会社等部分課税対象金額に係るものに限る。以下この項において同じ。）に」に、「又は部分適用対象金額又は金融子会社等部分適用対象金額に」に、「請求権勘案直接保有株式等」を「請求権等勘案直接保有株式等」に改め、同条第三項第一号中「又は部分課税対象金額」を「、部分課税対象金額又は金融子会社等部分課税対象金額」に改め、同条第四項中「請求権勘案直接保有株式等」の下に「（居住者が有する外国法人の株式等の数又は金額（当該外国法人が請求権の内容が異なる株式等を発行している場合には、当該外国法人の発行済株式等に、当該居住者が当該請求権の内容が異なる株式等に係る請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額がその総額のうちに占める割合を乗じて計算した数又は金額）をいう。）」を加え、同条第五項中「株主等をいう。以下この項」の下に「及び第八項第二号」を、「外国法人をいう。以下この項」の下に「及び第八項第一号」を、「株主等が当該」の下に「請求権の内容が異なる株式等に係る」を加え、同条第六項中「定める」の下に「ところにより計算した」を加え、「残額又は」を「残額」に、「に」を「」又は金融子会社等部分適用対象金額（居住者の配当日の属する年分の雑所得の金額の計算上総収入金額に算入される金融子会社等部分課税対象金額に係るものに限る。以下この項において同じ。）に」に、「又は部分適用対象金額に」を「、部分適用対象金額又は金融子会社等部分適用対象金額に」に、「間接保有の株式等の数（同項第二号イに規定する間接保有の株式等の数をいう。次項において同じ。）」を「請求権等勘案間接保有株式等」に改め、同条第七項中「定める」の下に「ところにより計算した」を加え、「残額又は」を「残額」に、「に」を「」又は金融子会社等部分適用対象金額（居住者の前二年内の各年分の雑所得の金額の計算上総収入金額に算入された金融子会社等部分課税対象金額に係るものに限る。以下この項において同じ。）に」に、「又は部分適用対象金額又は金融子会社等部分適用対象金額に」を「、部分適用対象金額に」に、「間接保有株式等の数」を「請求権等勘案間接保有株式等」に改め、同条に次の一項を加える。

8　前二項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　請求権等勘案間接保有株式等　外国法人の発行済株式等に、居住者の出資関連法人に係る請求権等勘案保有株式等保有割合及び当該出資関連法人の当該外国法人に係る請求権等勘案保有株式等保有割合を乗じて計算した株式等の数又は金額をいう。

二　請求権等勘案保有株式等保有割合　株式等の発行法人の株主等の有する株式等の数又は金額が当該発行法人の発行済株式等のうちに占める割合（次に掲げる場合には、それぞれ次に定める割合）

イ　当該発行法人が請求権の内容が異なる株式等を発行している場合（ロ又はハに掲げる場合に該当する場合を除く。）　当該株主等が当該請求権の内容が異なる株式等に係る請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額がその総額のうちに占める割合

ロ　法第四十条の五第二項第一号の他の外国法人の事業年度終了の時において当該発行法人と当該株主等との間に実質支配関係がある場合　百分の百

ハ　法第四十条の五第二項第一号の他の外国法人の事業年度終了の時において当該発行法人と当該株主等以外の者との間に実質支配関係がある場合　零

第二十五条の二十四第一項中「又は第四項」を「、第六項又は第八項」に改め、同条第二項中「若しくは第四項」を「、第六項若しくは第八項」に、「又は第四項」を「、第六項又は第八項」に、「又は部分課税対象金額」を「、部分課税対象金額又は金融子会社等部分課税対象金額」に改め、同条第三項中「第四十条の四第十項」を「第四十条の四第十二項」に改め、「第三項及び第七項から第九項までを除く。）」を削り、「並びに」を「及び」に、「第二十五条の二十一まで、前条及びこの条」を「この条まで」に改め、同条第四項中「第三項及び第七項から第九項までを除く。）」を削り、「第二十五条の二十一まで、前条若しくはこの条」を「この条まで」に改める。